

事務連絡
令和元年 11 月 18 日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁予防課

文化財の防火対策等に係る文化財部局との連携について

本年 10 月に発生した沖縄県那覇市の首里城跡火災をうけ、今般、文化庁から、各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長及び関係独立行政法人の長に対して、消防機関と連携した文化財及び史跡等に設置されている復元施設等の防火指導と、世界文化遺産に登録されている史跡等の建造物等における、防火設備の設置状況等の調査を、別添のとおり依頼しています。

つきましては、文化財等の防火指導に際し、引き続き文化財部局と連携を図るようお願いいたします。また、市区町村の教育委員会等による当該調査に係る相談等があった場合には、助言等にご協力いただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の各市町村等（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

消防庁予防課

担当：吉田係長、道川事務官

TEL：03-5253-7523

元文資活第78号
令和元年11月15日

各都道府県知事 殿
各都道府県教育委員会教育長 殿
関係独立行政法人の長 殿

文化庁文化資源活用課長
伊藤 史 恵



(印影印刷)

文化財の防火対策等について（依頼）

10月31日に沖縄県那覇市の首里城跡において火災が発生しました。この火災に関連して、同日付で「文化財の防火管理等の点検・確認について」を发出し、全国の国宝・重要文化財及び史跡等に設置されている復元施設等の所有者等に対して文化財の防火管理等の点検・確認をお願いしたところです。

文化財は、火災等によりいったん滅失毀損すれば、再び回復することが不可能なかけがえのない国民共有の財産です。これらの貴重な文化財を後世に継承するためには、日常の維持管理を含めて、適切な管理が不可欠です。

都道府県及び都道府県教育委員会におかれては、これまでも文化財の防火対策等について各種施策の実施に御尽力いただいているところですが、文化財部局と消防部局とが連携を図りながら、下記の事項に御留意の上、文化財の防火等に関し、引き続き所有者、管理者への御指導をお願いします。

また、このたび文化庁は、世界文化遺産に登録されている史跡等の建造物等における防火設備の設置状況等の現状を把握するため、緊急状況調査を実施させていただきたいと考えております。この緊急状況調査については、別添に基づき御回答いただきますようお願いいたします。

なお、9月2日付で周知しました「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」を添付しますので、所有者、管理者への御指導に当たって御活用ください。

関係各位におかれましては、これまで以上に防火対策等に一層の推進が図られますよう重ねてお願い申し上げます。

記

- 1 日頃から、地元消防、警察など関係機関との連携を密にし、必要に応じて地域住民等の協力を得るなど、防火、防犯体制の強化に努めること。
- 2 文化財の所有者、管理者に対し、文化財の周辺に木材等の可燃物類を置かないように管理を徹底すること。
- 3 仮設工作物の設置等、通常と異なる使用を行う場合には、事前に電気設備、防火設備の点検や初期対応の体制の確認等、防火体制を徹底すること。
- 4 修理現場においては、工事中の防火管理を徹底すること。
- 5 建造物の特性や周辺状況、通常の管理体制等に応じ、防火、防犯設備の設置の推進に努めること。
- 6 火災発生時の初期対応（通報、初期消火等）並びに延焼防止策などを確実に実施できるように、防火設備の再点検や初期対応の体制を確認するとともに、防火訓練の実施を徹底すること。